

職業選択の大衆化と職業観

——高度経済成長初期農村青年の経済意識の展開から（上）——

教育哲学・教育史研究室 乾 彰 夫

Popularization of Occupational Choice and the Occupational View

—A Study in the Economic Consciousness Development in Peasant Youth
at the Beginning of the High Growth of Economy (1)—

Akio INUI

The high growth of economy—1955–73—brought a popularization of occupational choice in Japanese youth. This study inquires its process from the point of view of the economic consciousness development in youth.

Freedom of occupation comes out with the modern civil society, whose economic base is the law of value. And the popularization of occupational choice comes out with the internalization of this law into the mass. In farming regions, this process occurs with the differentiation of peasantry, and a large part of them are pushed (or pulled) out to the labor market.

At the beginning of the high growth of Japanese economy—1955–60—, a lot of peasant youth were pulled out to the labor market. Then, they had been somehow internalized that law since their peasantry life. So a problem is how the peasantry life of their time internalized them that law. The 1st part of this study inquires this problem by studies of labor economics and agricultural economics.

序. 問題の設定

(1) 1955年にはじまる戦後日本の高度経済成長は、途中数回の短い停滞期をはさみながら、1973年オイルショックによる終焉まで19年間にわたり、その間の年平均成長率は9.8パーセントにのぼった。日本の社会と国民の生活は一変したが、なかでも、子ども、青年の発達と自立のための条件にかかわる最大の変化の一つが、青年期の大衆的成立、とりわけ進路選択・職業選択問題の大衆的普遍的成立である。

高度成長以前、1950年代初頭までの日本社会は、家や村落社会等に代表される「旧社会形態」（ないしはその擬制形態）と「旧意識」とを強く残していた¹⁾。農村人口が都市人口を上まわり、就業人口でも農業人口が五割近くを占めていた。法制上の家族制度の民主化にもかかわらず、農村においては家父長的家族関係は依然強力だっ

た。農民を中心とする小生産者層（「旧中間層」）が就業人口の約 $\frac{2}{3}$ を占めていたこの時期は、青年大衆のほとんどにとって、自由な職業選択は縁遠いものだった。さらにこの時期、高校進学率も5割に満たず、時間的な面においても自由な選択の余裕は十分保障されなかった。

高度成長はこの状況を大きく変え、一転して今日、進路選択・職業選択の自由は、青年全体に対して大衆的に開かれた。とはいえ、「能力主義」的選別機構にからめとられた、疎外された自由としてではあるが。

そこで、日本社会の中に、進路選択・職業選択問題が、大衆的青年期の課題として登場してくる過程をたどることによって、現在直面しているこの問題の性格と構造を明らかにすることは、今日の青年期教育を問ううえでの根本問題である。

(2) 進路選択・職業選択問題が大衆的青年期の課題として登場してくる過程を明らかにするためには、いくつか異なった側面からこれに接近する必要がある。

イ) 社会の産業構造・就業構造の変化は、職業選択のあり方を大きく規定している。産業構造・就業構造の変化自体、生産力の社会的発展によって規定されており、とくに農業生産力の発展は、小農経営下の家族労働から多くの青年労働力を解放する物質的土台をつくった。しかし、職業を選ぶということに、強い影響を直接与えたのは、この期間中の労働力需要の拡大と、それにつれての近代的労働市場の確立・展開である。

ロ) 個々の職業決定を媒介する社会過程。この点では第一に、青年の『いえ』からの解放の程度は、職業の実質的な選択主体のあり方を規定する。家父長的家族制度は、農業生産力のある発展段階に照応した、小農経営の生産関係としてあらわれるが、いったん成立したそれは『いえ』の拘束力として、自家の農業経営範囲を越えて家族労働力を拘束する。したがって、そのもとでは青年自身は、自分の職業を選択・決定する実質的な主体とはなりえない。そこで、職業選択の自由の大衆的成立には、家父長的家族の解体が深く関係する。

第二に、労働市場の近代的確立は、この時期、職業回転の社会化公共化として進行する。具体的には、公共職業安定所と学校が、職業決定の排他的で強力な媒介機関化してゆく。このことのもつ意味は大きい。

これにかかわって、第三に、後期中等教育の普及と、普及した後期中等教育の性格である。とくに、1960年代を通じて、高校制度と高校入試制度に、労働力選別的機能を強める方向での「整備・充実」が一段と進められたことは、職業選択問題を進路問題として、学校教育が大きくかかえ込み、囲い込んでゆく土台となった。

ハ) しかし問題の焦点を、職業選択をめぐる意識におくとき、この期間を通じての、青年の職業観と経済意識の展開が分析の基礎にすえられねばならない。それは、価値法則の内面化・個人化の進行だといえる。イ) ロ) の過程については、各々具体的に検証されねばならないが、これらの過程全体が生み出す一つの結果は、労働力の動向——とくに青年労働力のそれ——が、価値法則一般に沿って展開してゆき、その中から“労働力の価値法則”固有の展開があらわれてくることである²⁾。個人の職業観・経済意識のうちへの価値法則の内面化が、これに照応する。職業がすぐれて貨幣所得のための手段とみなされ、職業ごとの貨幣所有の多寡が職業選択を大きく左右すること、これが内面化された価値法則のもとあらわれる職業選択意識である。

したがって、このような価値法則の内面化・個人化こそ、高度成長期に進行した進路選択・職業選択問題の大衆化普遍化を、青年の意識面から規定したものであった

こと、これがここでの仮説である。そして、この展開の過程で、どのような職業意識・生活意識が青年のうちに生まれているかが、あわせて検討されるだろう。

その際、なぜ高度成長初期の農業青年に、まずはじめに注目するかについては、本論の叙述につれて自ら明らかになるはずであるが、あらかじめその一端を示せば、次のような理由による。第一に、高度成長前半期、急増した労働力需要に応えた主力部隊が、農村から流出した若年労働力であったという量的側面。さらにこれに加えて第二に、高度成長以前の日本の労働市場が、大量の農村人口とそこでの小農経営の発展水準を主たる阻害要因として、労働力の価値法則——すなわち労働力の再生産価格の実現——を十分に展開できずにきたこと、したがって、高度成長が労働力の価値法則を社会全体に浸透させたとすれば、その徹底度は、この法則への最も抵抗的な存在であった農業部門への浸透の度合によって測ることができるだろうということである。

そこで、以下本論では、まずはじめに、主として労働経済学、農業経済学の研究に学びながら、この時期——戦後改革ののちから高度経済成長初期にかけて——の問題構造をさぐり、そののち、長野県農村文化協会の動向を中心に1950年代後半の農業青年における職業観・経済意識の展開を検討したい。

I. 戦後社会における価値法則内面化の問題構造

A. 職業選択の自由と価値法則

発展段階としての青年期の社会的成立にとって、その社会が青年に、職業選択の自由を実質的に保障していることは、不可欠の前提条件である。青年期の発達課題が、アイデンティティの形成を軸に自分の生き方を主体的に選びとってゆくことであるとすれば、職業の選択はその中核に位置する。それでは、職業選択の自由を保障する社会は、どのような社会として成立したのだろうか。職業選択の自由を、社会の構成原理の根幹に位置する原則としてうち出したのは、いうまでもなく近代市民社会である。そこでは、これは、「職業・営業の自由」として、基本的人権の重要な柱の一つを占めた。そして、産業革命は、共同体の絆からも、生産手段からも自由な、大量の労働者を生み出すことによって、この自由の実質を大衆的に押し広げた。

ところで、このように近代市民社会が職業選択の自由の原則的承認をうち出し、産業革命がその実質を大衆化したとすれば、そこでの自由は、何によって基礎づけられていたのだろうか。職業分化の問題はすなわち社会的

分業の問題である。したがって個人の側からの職業選択は、社会の側では個々の構成員への諸々の生産労働の配分としてあらわれる。そこで近代以前の共同体が、主として職業世襲制によりながら、個人の職業を直接に規制してきた一つの目的は、共同体内における社会的諸生産の均衡状態を保持することにあつたといえる。これに対して近代市民社会が、職業選択の自由を原則的に承認したとすれば、そこには、社会的諸生産の均衡化の手段として、共同体的規制にかわる別の規制方法が成立していなければならぬ。それは何か。それこそ、近代市民社会の土台である、市場での商品交換を規制している価値法則にはかならない。

この法則は、市場価格の変動を通して、直接には諸商品の社会的な需給関係を調整する。しかし、これが究極的に調整の対象とするのは、諸々の商品の生産にあてられる、諸々の労働力量である。商品には、各々、一定時間の抽象的人間労働が価値として対象化されている。そして、市場の交換がくり返されてゆくにつれ、各商品の価格は、需給法則を通じて、そこに対象化された価値へと近づく。その際、例えば需要に対する供給が過剰で、その価格が価値以下に低下するとき、それにつれて供給が減少するのは、長期的に見れば、生産者の一部はただその商品の供給、したがって生産をやめるだけではなく、彼らはより有利な別の商品の生産へと移ってゆくからである。このように、対象化された価値どおりの価格を実現させようと、すべての商品生産者が行動することによって、つまり人々が価値法則に従って——意識的であれ無意識的であれ——動くことによって、社会的諸生産の均衡状態は保たれている。

近代市民社会において、職業選択の自由は、このような価値法則と表裏一体の関係で成立する。だから、ここに成立する職業選択の自由は、価値法則からの自由を含むものではなく、むしろ、価値法則の内面化を前提としている。M. ウェーバーは、近代的職業倫理が営利追求の積極的肯定を内に含んで成立していることを示した⁹⁾。職業倫理上の営利追求の肯定は、このような価値法則の内面化にはかならない。そこでは、職業労働の究極的目標こそさておき、直接の目的は財貨の獲得におかれ、私経済的収益性が職業選択の原理となる¹⁰⁾。

しかし、このようにして私経済的収益性が職業選択の社会的原理として成立したとしても、それが即、個人の職業選択原理として一般化されるわけではない。近代市民社会は、理念としては、小商品生産者を基本的成員として構成された。そして、この小商品生産者の実態は、家族労働による商品生産を主としていた¹¹⁾。したがって、

この私経済的収益性の原理は、当初は、個人の職業選択よりは、むしろ家族経営における「営業の自由」の原理として、まずは機能することになる。

ここに働く価値法則自体、小商品生産経営の段階に照応している。価値法則の本質的機能が、労働力量の社会的均衡化にあるとしても、この段階では、個々の労働力に対しては法則は間接的にしか作用しない。小商品生産が家族経営によっており、個別労働力が家族という共同体の関係に包摂されているもとでは、この法則の作用は家族経営という生産関係によって媒介される。だから、この段階で価値法則が、直接にまずとらえるのは、家族経営の営業利益としての所得総額である。その際、この所得総額が、本来は、 $V+m$ 、つまり費やされた家族労働力の労賃と経営利潤との双方、さらに資本利子や地代を含んだものであるとしても、経営主体自身がこれらの項目を分化して認識するようになるのは、資本主義的生産関係が十分に発達して資本＝賃労働の関係が一般化し、また銀行利子などの形で資本利子の自立化が進む段階を待たなければならない。そこで、経営主体が直接追求するのは、この段階では、未分化な混合所得としての営業利益総額の増大であり、単位労働時間（例えば一日一人あり）の所得は二義的なことすぎない。したがって、この段階では、商品に対象化した労働時間が含む価値どおりの価格を実現しようとする労働力の運動としての価値法則は、長期間の観察を通じてあらわれる一般の傾向にすぎず、経営主体・労働主体自身が所得の源泉をどのように認識しているか——例えばそのすべてが経営利潤と、あるいは地代などと認識されていようとも——は、全く別問題である、

しかし、小生産者層の分解が進み、労働市場が社会的に確立されるにつれて、価値法則は“労働力の価値法則”へと展開し、個人の職業選択原理へととなってゆく。労働市場の確立は、商品化された労働力の価格をも、価値法則の支配化におく。その際、労働力という商品の固有の性格にしたがって、労働力の価値法則が、価値法則一般のうちから自立してくる。

氏原正治郎は、労働力の価値法則——氏原のいう「労働力の価値方程式」——の成立に必要にして充出な条件は次の二つであるという¹²⁾。まず第一に、商品＝労働力が資本家に対して特定の使用価値をもっていること。ここで労働力の特定の使用価値とは、まずそれが、資本家にとって剰余価値を生むものであること。次に、剰余価値を含む特定の商品の生産に必要な特定の具体的有用労働を支出するものであること。第二に、商品＝労働力の所有者である労働者がつぎの二つの条件をみたす社会関係の

もとにあること。一つは、労働者が自己の労働力を商品として自由に処分することが可能な、人格的に独立した「労働者」として存在していること。二つには、この「労働者」が、自己の労働の対象化された生産物である諸商品の処分権をもたず、生きた身体のうちの実存する労働力をのみ商品として販売することによって生活する存在であること。このような条件のもとで、労働力の価格は、労働者および家族の生活を維持するのに必要な生活資料を購入しうる貨幣額、すなわち、労働力の再生産価格として成立する。

労働市場は、このようにして成立する労働力の価格の、需給動向につれた変動を通して、各種労働力の量を直接調整する。ここではもはや、価値法則は、労働の対象化された生産物である商品の市場価格変動、それにつれての小商品生産経営の営業利益の増減といった間接的形態をとることなく、労働力の市場価格としてそのものずばりを、労働主体に對置させる。したがって労働者には、自分の所得が、どの企業・資本家にどんな質の具体的有用労働を支出する労働力として、自分の労働力を販売するかによって決定されるということは、この段階では一目瞭然である。そこで自分の労働力をより高く——少なくとも再生産価格以上で——販売しようとすることは、労働者の動機となる。原蓄期の窮迫販売——そこでは今日明日を食いつなぐため、職種を選ばず価格を選ばぬ労働力販売が強いられた——の段階をこえ、労働市場が社会的に確立されれば、各種労働力には各々、ときどきの市場価格として、その社会的標準となる価格が与えられるようになる。各種労働力毎の社会的標準価格の成立は、各職種間・企業間の労賃比較を容易にし、より高く販売しようとする労働者の動機を、より有利な職種・企業の選択へと押し上げる。このようにして、価値法則は、労働力の価値法則へとみずから展開しながら、個人の職業選択原理へと内面化してゆく⁷⁾。

B. 戦後の小農経営と自家労働評価——農業経営への価値法則の浸透過程

ところで、労働市場の社会的形成の土台となる、大量の労働者の産出は、一般に、小生産者層の多数を占める農民層の分解として進行する。したがって、価値法則のこのような内面化の進行の程度は、農民層分解の質的水準、いかえれば分解のもととなる小農経営の発展水準によって大きく規定されている。とりわけ、一方で近代産業が発展しながら、他方で農民層を中心とする前近代的自営業層が駆逐淘汰されることなく長いこと広範に存在してきた日本では、小農経営の発展水準が、労働市場

の性格そのものを、長期にわたり強く規定してきた。

戦前日本の労働市場は従来から、「出稼型労働」と性格規定されてきた。そこへの労働力の主たる供給源は農村、それも農家の二三男と女子であったが、彼らは農家家計にとっては、赤字補填のために提供される労働力という位置を占めていた。明治末から大正期にかけての農業生産力の発展が、農業経営上彼らを相対的に余剰労働力化した——とはいえ春秋の農繁期には不可欠の労働力であったが——とともに、自給基調ながらも不可避的受動的に商品・貨幣経済へとまき込まれた農家家計にとって、彼らの賃労働は赤字補填のための限られた現金収入手段としての比重を増した。しかし、販売目的が労働者自身の生計全体の獲得にではなく、家計の赤字補填にあったことからして、これらの労働力は、その価格が再生産価格を割っても、赤字補填に少しでもプラスになる限りは、窮迫販売的に労働市場へと供給された。さらに、これらの労働力は、あくまで家父長的家族のもとでの家族労働力の一部を構成するものであったから、その処分権は労働力の担い手自身よりは、多く家長の権限のうちに属していた⁹⁾。したがって、さきに見たような労働力の価値法則は、このような労働市場のもとでは十全には成立しえない。そして、このように自給基調的で家父長的家族制度に支えられた小農経営の水準が、労働市場の性格を強く規定するという関係は、戦後も高度成長直前の1950年代前半まで強く残存していた⁹⁾。

そこで、高度成長期の労働市場の発展が、そこに労働力の価値法則を確立したとすれば、この変化はたんに労働市場内部にのみ生じたものとは考えられない。もちろん労働市場の側でこの変化を主導したものは、この期間の労働力需要の飛躍的増大である。しかし、その需要に応じて新規に市場へと流入してくる労働力が、小農経営の戦前水準のままに形成され析出されてきたとすれば、それらの労働力は労働市場における労働力の価値法則の作用への大いなる——量的質的に——攪乱要因となったはずである。現実にはそれほど大きな攪乱は起こらず、労働力の価値法則の確立は、労働力の短期的な需給変動からの影響をもあまりこうむることなく、比較的にスムーズに進行した。したがって、そこには、この時期の労働市場の発展水準に見合った、小農経営の発展とそこから生ずる農民層分解の水準があたといえる¹⁰⁾。

それでは、農民層分解の水準を規定する小農経営の発展はどのようにとらえることができるだろうか。これについて御園喜博は①自家労働評価の発達・進展・浸透と、②そこでの事実上の利潤(利子)範疇・地代範疇の確立、の2つを分析視点において、次の4つの段階に区分

している¹¹⁾。

①自給経済的（自給基調的）小農経営、

「家族の生存」のための自給自足を基本とした自給原理＝効用充足が農家経営の一切を規定し支配する。商品化があっても非恒常的・偶発的な剰余の少量販売で、それも自給生産に制約され、その原理によって支配・規定されている。経営は家計に従属的に融合。所得と経営と労働力は三位一体的に結合しており、手労働中心の生産力は低く、地力中心の原生的生産力が支配。家父長制的大家族制度ないし複合家族制度のもとで、家父長による「いえ」の傍系労働力までの把握が貫徹し、自家労働評価は労働市場・商品市場の未発達に照応してまったく進まない。

②自給基調的な小商品生産経営——商品経済・商品生産の浸透による発展と変容、

商品・貨幣経済の浸透により商品生産が深化するも、なお小規模経営の農業経済の目標は家族の「くらし」のための生活基調原理——総所得絶対額の追求におかれる。自給自足をなお本質とし、商品生産が若干大量化、自立化しても、本質的には附加・補充の域を脱しない。それゆえ経営全体としては、未だ内部に十分商品生産の論理は貫徹せず、商品化部門も自給生産過程によって制約・規定され、支配されている。所有と経営・労働の三位一体的結合、経営と家計の未分離。生産力水準は未だ低く、原生的生産要因になお大きく規定され不安定。そのため「くらしのための商品化」として非合理的な窮迫的多角化・窮迫商品生産を多分に伴い、比較有利性計算原則は順当に進展せず。家父長制的な「いえ」がなお支配し、家族員は未婚であるかぎり傍系のもので家長のもとに把握されている。自家労働ははまだ意識的に評価されることなく未熟的ではあるが、家族全体の年間生活費総額というかたちで、一応問題になる。

③順当な小商品生産経営——商品生産農業経営としての深化と純化

商品生産の一層の拡大・深化とそれへむかっただけの純化、順当な商品生産論理の全農業経営にたいする漸次的浸透。自給部門の地位と意義は低下し、残存するかぎりではそれも商品生産の論理によって合理的に規定・支配されるに至る。比較有利性計算原則が一応浸透・展開し、それによる農業経営の専門化ないし合理的複合化が進む（「窮迫的な多角化」「窮迫商品化」の駆逐）。生産力水準の向上、機械化の体系的発展が緒につき、近代的生産力競争の萌芽があらわれる。自家労働評価は次第に意識的に成長・展開し、価値法則の浸透

が進んでくるが、ここではまだ家族全体としてその生活水準＝生計費の年間総額＝総所得絶対額の追求、というかたちでのみ問題になるだけだし、まだ利潤・地代部分をも分離・独立させるに至らぬ「混合所得」要求の段階。原生的生産力要因がなお残存し、家族労働一日当りの収益追求の意識もまだ十分展開せず、家計と経営は未分離に一体化している。家父長制的大家族・複合家族制度は崩壊し、次三男女の傍系家族（とくに既婚のそれ）は流出・自立化するが、その他のものは「いえ」の労働力として、未だ個々に独立し、個別的に評価されるには至らない。

④「企業的」（小ブルジョワ的）小農経営

商品生産・商品経済の純化による自給部門の地位・意義の著しい低下。商品経済論理が全農業経営を通じて完全に貫徹し自給部門も残存するかぎりは十分な比較有利性計算原則に規定・支配される。比較有利性原則による農業経営の高度専門化・合理的複合化の完成。外部労働市場の発達、それとの交流に伴って、自家労働評価は完全に展開し、家族員は個々の独立した個人として、一人一日当りの労働所得＝労働範疇を評価・要求する。それは価値法則の十全な貫徹・浸透であって、当初は「混合所得」要求であっても、やがて利子・地代範疇の自立化に伴って、それらを控除した純労働範疇としてのV範疇が現実そのものとして形成・確立される。家父長制的な「いえ」制度は完全に崩壊し、家族は直系家族ないし夫婦家族の小家族として近代化され、それを土台としての技術＝生産力競争——労働一日当りの収益を追求する近代的な経営＝生産力競争——が展開する。農業機械化の著しくかつ体系的な発展。生産手段と自家労働はやがて事実上資本・質労働として機能するようになり、農業経営の目標は単なる所得追求を越えて、「純収益」＝利潤を求めるとに至り、また設備投資の巨大化、外部資金の導入などを契機として利子範疇——ひいては萌芽的利潤＝利潤範疇が事実上形成され確立する。その中からさらに地代範疇の自立化と確立。

御園のこの段階規定に従えば、小農経営における自家労働評価は、次のようなすじ道で成立してくる。まず自給自足的段階（①）においては「自給原理＝効用充足」の支配のもとで、自家労働評価はおろか所得そのものが個々の使用価値ごとの現物形態で存在しているため、貨幣換算された対自的なものとしては意識にのぼらない。商品・貨幣経済が浸透し商品生産が恒常化する（②）につれ、家族全体の年間総生活費という形で、総所得絶対額の追求は、次第に意識化されはじめる。しかしその場合

もはじめは、生活費中の自給部分を越えて恒常化した現金支出に対応する現金収入部分が、所得として対自化され意識されるにすぎず、未だ自給生産物が多くを占めている必要生活手段全体の中では、現金収入＝意識化された所得は、まだ補完的位置にある。「出稼型」と規定された戦前の賃労働は、小農経営のこの段階に照応するといえよう。やがて、商品生産が拡大・深化する中で、それへの農業経営の側からの積極的対応＝価値法則の内面化として比較有利性計算原則が浸透(③)し、生活水準を規定する年間生計費総額＝総所得絶対額の追求が強く意識されるに至る。この段階では、残された自給生産物についても、次第に市場価格に従った貨幣換算がされるようになり、総所得中へと算入されてくる。他階層——例えば賃金労働者など——との間の生活水準比較は、農業所得が自給生産物をも算入し、年間生計費が生活にかかった総消費物の額を体現するようになってはじめて、客観性を帯びてくる。そして、「混合所得」ではあれ、自給生産物を含む真の所得総額が対自化されるに至れば、家族労働一人当たり、次いで一人一日当りの収益の算出は容易である。したがって、次の段階(④)では、このようにして算出される家族労働一人一日当りの収益性の向上という形で、自家労賃(自家労働評価)の追求が目的意識化されるに至る。

さて、このような発展段階区分にしたがって、現実の小農経営の発展を見るとき、御園は、自家労働評価が一部の農家によりやく本格的に成立をしてくるのは昭和期以降のことで、それが全国的に広がるのは戦後のことだという。つまり、日本の小農経営全体について見れば、戦後初期の段階でようやくさきの段階区分の第三段階から第四段階への移行の胎動を迎えつつあったといえる。そして、自家労働評価の全国・全階層的な浸透・確立は、1955年以降の高度成長期に至って決定づけられた¹²⁾。このことを示す具体的動向としては、50年代後半にあらわれた農家の「月給制」や農業法人化問題、さらに60年代に入って「父子契約」「部門協定」等があらわれ、またこの時期に広がった共同経営や各種協業組織なども労賃・利潤・利子・地代等の各範疇の成立に深く関係していたことなどがあげられる。

ところで、戦後とくに1955年を前後するこの時期に、このように自家労働評価が全国・全階層的に確立するに至ったのはなぜだろうか。それは当然、すでに見たようなすじ道での、小農経営の発展の内在的帰結でもあるが、この時期に、その発展を促進する有力な契機となったものとして、次の二つのことが考えられる。その一つは、外部労働市場の拡大・発展からの影響である。現実に身近な

多くの人々が、年々労働力として流出してゆくという体験自体が、この時期、農民にとって労働市場の存在をかってなく身近なものにした。そして、これと同時に、労働市場の近代化——とくに賃金・労働条件などの標準化等——は、農民とくに青年層のうちに、労働者賃金との比較意識——額と形態の両方について——を促し、自家労賃評価への意識を高めることとなった。

二つ目の契機は、家族関係の問題である。綿谷社夫は、家族は、小農経営にとって自家労働評価の成立を左右する「中間項」だとして、これに戦後一貫して注目していた。1950年代はじめ、農地改革後の自作農の性格に触れながら、綿谷は次のように指摘していた¹³⁾。「いえ」＝家父長的家族制度は、土地を家産として共同体的に独占することが物質的土台となって成立している。その制度は、共同体的であるとはいえ、成員が自覚的につくり出したものではなく、「いえ」の伝統的な秩序として、成員はそこから疎外されており、逆に成員を外からしばりつけている。土地＝家産は、名義上個人所有であろうとも、実質的な所有者は「いえ」であり、その管理権は家長に独占的にゆだねられている。家長権は、かつてのような絶対性はもはや失ったが、いまだ「いえ」の最高の座位として、その秩序を代表し、執行する働きをはたしている。そして、このようなもにあっては、農家の経営上の収益はすべて「いえ」が独占する土地＝家産の収益化の所産として、つまり「一種の地代的な純収益」としてあらわれる。すなわちここでは、収益の源泉は、家族成員の人間労働ではなく、「いえ」による土地＝自然的生産力の排他的独占にあるとみなされる。したがって、ここには自家労働評価の成立する余地はない。戦後の農地改革は、綿谷によれば、自作農を創出するに際して、このような「見えざるモナド的生産関係」としての家父長的家族関係にたいする批判の意図をもつことなく、これを温存させた。そこで、自作農のうちに自家労働評価を成立させてゆくためには、このような「旧中間項」としての「いえ」の解体、「新中間項」として人格的自由を基軸とした家族関係を創出することが、不可避的課題だということが、1952年時点での綿谷の指摘であった。

高度成長後半期の1968年、綿谷は再びこの問題に立ち返り、その間の経移を次のように総括している¹⁴⁾。それによれば、大正期以来動揺しつつも戦後も依然農村に支配的だった家父長的「いえ」制度は、昭和30年代に入って明確に解体の方向をたどりはじめた。昭和30年代にあらわれたその特徴は次のとおりである。①農業の子どもの高校以上進学率の上昇、とくに専業農家では次三男への均

等相続の実質をもた教育投資としての進学、次三男の「いえ」への無償奉仕の消滅。②長男も他産業に流出する傾向が進み、農業に残る場合にももはや家業を継ぐという観念ではなく、選択肢の一つとして。したがって選択条件をよくするため資本装備の充実や経営権の一部または全部の早期委譲等。③消費生活面では主婦の主体性が確立しはじめ、経営と家計の分離が進行。④各種機能集団が発展し、家族各成員が「いえ」への埋没をはなれ外部集団へ参加することの増加、など。こうして制度としての「いえ」=家長制の解体の進行のうえにたち、昭和30年代後半には集団としての「いえ」=直系家族形態の実質的解体、実質的な核家族化への移行がはじまる。その典型が部門経営委任や「父子契約」である。これらは後継者個人や後継者夫婦家族を、社会的にも独立した所得獲得主体にすることにより、現象としての直系家族のうちに、複数の核家族が内包されるという実質を生み出しつつある。

このようにして、1950年代中頃以降急速に進んだ「いえ」の解体は、自家労働評価の成立を大きく促した¹⁵⁾。

C. 1950年代後半の農民層分解水準——価値法則の内面化の段階

このように、1950年代後半の小農経営は、外部労働市場の展開と、家父長的「いえ」制度の解体という、二つの契機に促されつつ、自家労働評価確立の段階をまさに迎えようとしていた。したがって、ここで重要なことは、この時期に生じた農民層分解=農村労働力の大量流出が、このような自家労働評価確立段階という水準で生じたことである。すなわち流出してゆく農民=労働者は、そこでは、原蓄期の窮迫販売的な労働力商品化の場合とは異なり、労働力の価値法則をすでに一定程度内面化していたということである。それは例えば、この時期の農家の、とくに次三男層の高校進学率の上昇などに、典型的にあらわれている。次三男の進学には、さきの綿谷の指摘のように、「均等相続の実質をもった教育投資」としての意味が込められていたが、その意図をさらにつつ込んで見れば、それは教育の文化的価値への投資ではなく、明らかに労働力としての経済的価値の形成への投資だといえる¹⁶⁾。そこには、萌芽的形態とはいえ、将来の販売(就職)を意図してその比較有利性を考慮しつつ労働(能)力を形成・教育しようとする意識が、一般農家の間に広がりつつあったことが見てとれる。

そしてこうした動きは50年代末には、これまであとつぎと目されていた長男層をもまき込んで、全国の農村で青年労働力流出の激流を生むに至る。並木正吉の試算に

よれば、1959年の新規学卒者中で、農業に残ったあとつぎは全国平均すると必要数の48パーセントにすぎない。55年には同じ計算で74パーセントが残っていた¹⁷⁾。並木の試算では従来の農家を維持するためには、学卒時点で最低7割の補充率が必要とされていたことから見ても、このわずか4年の間に生じた変化の意味するものは重大であった。55年に始まった高度成長の労働需要増は、わずかのうちに、長年農村がかかえてきた潜在的過剰労働力たる次三男のほとんどすべてを吸収したばかりか、必要労働力をも労働市場へと引き出すに至ったのである。

その際、もとから働き口を求めながらそれがなく農村に滞留していた次三男層と、あとつぎとして一応は将来の生活が農村で保証されていた長男層とでは、流出のもつ主体的意味は相当異なる。次三男層にとっては、労働需要が拡大し働き口が見つかればそれでよい。しかし、あとつぎ層は、単にほかに働き口があるというだけでは、即流出とはならない。そこには、もう一つ、彼らを流出へと突き動かす何かが必要である、並木は、それを端的に「農業と工業との間の所得格差」¹⁷⁾と指摘した。その意味は二重である。第一は、農家世帯と勤労世帯との間の生活水準の差を客観的に示す「所得格差」そのものである。敗戦直後一時的に勤労者所得を上まわった農家所得は、その後再び逆転し、50年代後半にはもはやその差は歴然たるものがあつた。したがって生活水準を基準に職業を選ぶとすれば、上層一〜二割の農家以外の青年が、農外就職を選ぶのは誰の目にも当然だった。しかし第二に、このような比較の成り立つ前提として、もはや長男にとっても、農業が、選択可能な諸々の職のうちの一つと意識されていたということである。つまり、先祖代々守りうけ継いでゆく「家業」としての農業から、生計をたてる手段である「職業」としての農業への性格転換である。この性格転換をふまえてはじめて、「所得格差」は、農外就職という行動への現実的動機となる。そして、このような農業の性格転換を生みだした動因こそ、この時期における自家労働評価の高まりだったといえる。

ところで、少なくとも1950年代後半期に限っていえば、この時期の小農経営の中で成立した自家労働評価は、まだ純粋なV範疇とはいえず、未熟な段階であった。けれども、その未熟さはかえって、農業所得全体を他産業賃金と同一平面上で比較させることになった。さきに、御園の段階区分で見たように、成立当初の自家労働評価は、労賃以外に経営利潤や利子・地代などを未分化に含む混合所得全体を、家族労働一人一日当り収益に換算したものとして、一般にあらわれてくる。そして50

年代後半の小農経営がおかれた条件は、とりわけ混合所得的自家労働評価を成立させる方向に強く働いた。それはまず、農地改革によって、農家全体の経営費中に占める地代負担の割合が著しく——ほとんどの農家でゼロ、極く一部残っても戦前に比べ比較にならぬほど——減少したことである。そのため、家父長的家族経営下で、戦後当初、収益全体が「一種の地代的な純収益」としてとらえられたとしても、それは家族制度＝生産関係がもたらす主体の側の認識構造の問題でしかない。したがって、当面の問題は、現にある所得を何に基づいて計算するか——土地生産性か、労働生産性か——ということであった。もちろんそれが、家族成員間への所得配分方法として具体化してくれば、認識の問題にとどまらなくなるが。他方、1960年代、農業基本法体制下に入ると、農業近代化資金などをはじめとする外部資金が、各農家に一斉に入り込んでくる。そのもとでは、借入金への利子負担が経営全体を左右するほどに増大する。したがって、目標とする収益のうちに、現実の所得分以外に利子部分を含めること抜きには、その経営は確実に破産してしまうことになった。このような、60年代以降の時期と比べて、50年代後半のこの時期は、小型耕耘機の導入など一定の機械化が進みはじめたとはいえ、資本の有機的構成もそれほど高くなく、外部資金の借入れもごくわずかで、資本利子を無視しても、経営への支障はほとんどなかった。したがって、これらの条件は、混合所得全体を、事実上の自家労賃とみなすことを可能にした。しかも、労働者賃金に比べて、このようにして計算された自家労賃が、それを上まわるところか、多くはそれにも満たなかった以上、この自家労賃が実は経営利潤や自己資本利子、地代などをも含むものだということは、農民の生活実感からして、あまり現実性をもったものとはうけとられなかった。そこで、このような混合所得的自家労働評価が、そのまま他産業の労働者賃金に比較され、労働者賃金なみの所得獲得——これは農業経営上の目標であったとともに、他産業への転出を決断させるメルクマールにもなった——が、この時期の農民の当面の経済要求として強く意識されるに至った。

このようにして、高度成長初期の農民層分解は、農民層内部での価値法則の内面化の展開を土台に、小農経営による農業所得を、他産業労働者の賃金に比較するという段階で生じた。そこで、この同じ過程——50年代後半の農民層分解——がもたらした職業選択の大衆化に対応する大衆的青年層は、すでに労働力の価値法則を一定程度内面化した主体として、労働市場に登場してきたことが予想される。次に見る50年代後半の農業青年層の動向

は、このことを、農業に残った青年層の側から照らし出すであろう。

注

- 1) 宮島喬「戦後」的社會意識とその特質『現代社會意識論』、日本評論社、1983。
- 2) ここで「価値法則」とは、「商品の価値の大きさはその商品の生産に必要な労働の量によって決定される」という、「商品生産社会のもつ基本的な経済法則」である（『経済学辞典第2版』岩波書店）。この法則は、商品生産がその社会で支配的になるにつれ、くり返される商品交換（商品市場の社会的成立）と、そこでの生産者同士の競争を通じて、市場におけるあらゆる商品の価格を貫くようになる。その際、この法則が十全に貫徹するための生産者の側での主体的条件は、生産者が、意識的な商品生産者だということ、つまり、彼が自分の商品（生産物）をはじめから販売すること、それも少なくとも生産価格を上まわる価格で、を目的に生産するということである。したがってそうでない場合、例えば自給用生産物のたまたまの剰余が売られるとか、予期せぬ必要に迫られて自給用生産物の窮迫販売が行なわれたりする場合には、この法則は不完全にしか働かない。だから、小生産者の経営がこの法則によって完全に貫かれるのは、一般に、生産の主軸が自給生産から恒常的販売のための商品生産へと移行してからである。

他方、「労働力の価値法則」は、労働力の商品化が進行する中で、労働力＝商品の価値（価格）もまた、「価値法則」の規制下におかれることにある。商品化された労働力の価値は、商品一般の場合と同様、社会的平均的な再生産費によって決定される。その内容は、主として、労働者個人の生活費プラス労働者家族の生活費プラス教育訓練費からなる。

その際、「価値法則」一般と「労働力の価値法則」との関係では、次の点に留意する必要がある。第一に、社会的平均的再生産費による価値決定という点、さらにそれが市場（労働市場）での競争によって媒介され、市場価格として社会的に実現されるという点で、「労働力の価値法則」は、「価値法則」のうちの一つの系だということ。しかし第二に、「労働力の価値法則」に固有の性格として、そこにあらわれる労働力の価値は、その労働が生産した商品に対象化された価値ではなく、時間ぎめで一定密度の生きた労働を支出する労働力そのものの価値だということ。したがって、この労働力そのものの価値は、その労働力の支出する労働がつくり出した商品の価値（労働の対象化された価値）とは別ものであり、後者が前者を上まわる部分が、剰余価値の源泉となる。そして第三に、この労働力の価値は、社会的には労賃という姿をとってあらわれる。労賃は、一定時間、一定の質の労働力の使用権を独占することの代価として支払われる。小商品生産者が自分の労働力を用いて生産する価値は、その商品の販売という回路を通じてはじめて、彼自身の所得としてもどってくる。これに対して、労賃形態は、労働者に自分の一定時間の労働がいくらの所得になるかを、具体的な金額で直接表示する。そこで異なる生産諸部門（諸職業）間の労働力調整作用としては、労働市場を貫く「労働力の価値法則」は、一般商品市場に働く「価値法則」に比べ、はるかに直接的である。

「労働力の価値法則」も、それが十全に貫徹するためには、労働者の側に次のような条件が必要である。それは、労働力の社会的価格として、その社会的平均的再生産費を満すことが、労働力の社会的再生産にとって不可欠の必要

- 条件となるためには、労働者家族が小生産家族から完全に独立していなければならないことである。個々の労働者が小生産家族のうちにもれ、その経済生活の一部を小生産家計に依存しているうちは、労働力の社会的価格が、その再生産費を下まわっても、労働力の再生産は進行する場合がある。戦前から高度成長前までの日本の労働市場がその例である。
- 3) Max Weber, Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, 梶山力・大塚久雄訳『プロテスタント主義の倫理と資本主義の精神』, 岩波文庫。
 - 4) (デュリタニズムにおいては)「職業の変更さえも決してそれ自身排斥すべきものと考えられてはおらず、ただ、それは軽率にはなく、いっそう神によるこぼれる職業、つまり一般的な原則からいえば、いっそう有益な職業をえらぶものでなければならないのである。わけても、そのばあい、職業の有益の程度としたがって神によるこぼれる程度を決するのは、もちろん第一に道徳的標準であり、つぎに、その生産する財の『全体』に対する重要性という標準であるが、さらに第三の観点として私経済的『収益性』がつづくのであり、しかも実践的にはこれらももちろんもっとも重要なものとなる。」M. Weber, 前掲邦訳(下) p187.
 - 5) K. マルクスが『資本論』第一巻一篇において単純商品生産を考察する際、想定されたのは個人生産者であった。しかし、これについて持田恵一は、「この個人の想定は……、資本制社会における労働が個人労働力と個人的所有を単位としており、そこからふりかえられたものとしての——つまり、資本制社会からの抽象として——商品論が存在するから」だとする。そして、経済的抽象としての単純商品生産に対応する歴史的範疇としての小商品生産において、生産と労働の単位になるのは、家族労作経営であるという。歴史的実態に即しては、この持田の指摘は妥当であろう。持田「小商品生産の存在構造」、『農業総合研究』第13巻3号, 1959.
 - 6) 「労働市場の理論と問題領域」, 氏原・高梨昌著『日本労働市場分析』(上), 東京大学出版会, 1971.
 - 7) 本論の対象である高度成長初期までの分析にとっては、価値法則、及び労働力の価値法則の内面化の展開は、ひとまずここまでで充分であろう。しかし、当面の対象の範囲を越えて、その後の展開を予想すれば、それは、次の段階では教育意識との結合が生じることになる。隅谷三喜男は、労働力商品のもつ特殊な性格として、「労働力が本来労働者によって商品として生産されたものでなく、労働者が生活するために自分のうちにある労働力を商品として販売するほかない」という形での商品化であること、したがって「市場における過不足に対応して供給が調整されるという一般商品にみられる経済機能が作用しない」ことを指摘している(『労働経済論』, 筑摩書房, 1976, p29.)。すでに精神的肉体的諸能力が相対的に完成されている成人労働者についていえば、需給バランスが大きく変動したからといって、それにつれての労働能力の改造は容易ではなく、市場価格の変動に対応できる範囲は限られている。そこで、隅谷の指摘する性格は、初期の段階についてはたしかにあてはまる。しかし、就業人口の大半が雇用労働者で占められ、しかもその多くが二代目、三代目の労働者で構成されるようになれば、この性格は次第に変容せざるをえない。そこでは、労働者は、自分の子どもを、将来の労働力商品かつ担い手として、多少なりとも目的意識的に育て上げるようになる。そしてその意識は、「形成途上の労働者」たる子ども、青年の内面に直接間接に反映して、ひとつの自己形成意識になってゆく。さらに、各種労働力の形成過程が公的學校制度——主として中等教育及び中等後(post secondary)教育に吸収されるに至り、これらの意識は明確な教育意識へと高まる。この段階では、一般商品に比べた場合、供給調整にははるかに長時間を要し、それゆえ不正確な作用であるにせよ、「市場における過不足に対応して供給が調整される」こと、つまり市場価格の変動傾向によって予め生産(形成)する商品(労働力)の種類が選ばれるということが成立してくる。1960年代以降の、教育における「能力主義」の性格をとらえようとするとき、一方で「能力主義」化を推進した政策動向とそのもとの學校制度・選別機構の実態把握は重要であるが、他方こうしたイデオロギー動向の展開を可能にした土台に、このような価値法則の必然的展開とその帰結として、それと教育意識との結合ということが存在していることをおさえておく必要がある。自ら望むと否とにかかわらず、「能力主義」へと包摂されてゆく国民の教育意識を、価値法則の内面化の内面的過程ととらえた場合、個々の教育政策そのものは、その展開を促進したり緩和させることにおいて一定の影響をもちえても、副次的要因にすぎないといえる。この点で、「教育における1960年代」分析の従来の方法は、再検討される必要があると思われる。
 - 8) 隅谷, 前掲, 第二章4-e「日本の労働市場の形成」。大河内一男「賃労働における封建的なるもの」, 『経済学論集』第19巻4号, 1950.
 - 9) 氏原正治郎は1950年代初頭の京浜工業地帯の労働者調査をもとに、当時の大工場労働者の基本的性格を、「雇用労働の機会を得なければならない経済的必然性」(五反百姓では食えない、失業中、農家の次三男など)をもちながら、「職業選択については、まったく自律性がない」, 「賃金労働者になる積極的意欲」や「労働者としての運命の開拓にたいする積極的意欲」を欠き、「俸給生活者や小営業者への渴望」を強くいだいた存在と規定している。そして、このような労働者意識の基礎には、「家族経営の小農業・小商業・職人の家族労働力の一部として、近代的労働市場の外部に潜在化している、商品化されていないという意味で前近代的な労働力から、日本の賃金労働者が不断に供給されている事実」があることを指摘している。氏原「大工場労働者の性格」, 日本文科学会編『社会的緊張の研究』, 1953.
 - 10) 氏原・高梨によれば、高度成長期間中を通じて、最も賃金上昇率が高く、賃金平準化の進んだ労働者グループとして建設業の日雇労働者があげられる。このグループは、農村からの労働力供給に多く依存しており、「出稼型」の性格を最も強く滞りたものだった。そのため、当初は賃金水準も低く、また地域間格差も大きかった。しかし、このグループの賃金上昇と平準化は、好況不況を問わず一貫して進行した。したがってこのグループの期間中の賃金動向は、労働力不足ということだけでは説明できず、「低賃金労働力供給の主要な原因であった農民層分解そのものが、同時に高賃金基盤を準備してきた」ことがその要因として指摘されている。そして、これは日雇労働者のみにあてはまるものではなく、繊維工業・木材製品工業・食料品工業など軽工業の賃金を上昇させ、重化学工業との賃金格差を縮小させる要因としても強く働いたという。氏原・高梨, 前掲書, p71—72.
 - 11) 御園『現代農業経済論』, 東京大学出版会, 1975.
 - 12) 同上。
 - 13) 綿谷「農地改革後の自作農の性格」, 『農業総合研究』第6巻2号, 1952.
 - 14) 綿谷『『いえ』の解体と父子契約』, 『農業法研究』4, 1968.
 - 15) ここで、「いえ」の解体については、小農経営の発展に対

しての契機であるよりはむしろ、小農経営の発展の帰結としてあらわれるものという考え方が、当然ありうるだろう。しかし、あえて契機と位置づける理由は、1950年代農村における「いえ」の解体過程には、小農経営の段階的発展以外に、それとは相対的に独自の社会作用が強く働いていたと考えられるからである。それは戦後民主主義の作用である。この作用は、50年代農村においては例えば青年団運動などを通じて、青年の「いえ」からの解放要求としてあらわれた。そして、こうした民主化要求から逆に小農経営の発展段階を意識的に引き上げてゆこうとする自覚的努力へと進んでゆくケースが、のちに見る長野農文協の動きである。

- 16) 綿谷は、1957年から58年にかけて、千葉県成田市郊外の一部落(145戸)を調査する中で、次のような事実を明らかにしている。次三男の身のふり方についての世帯主の考えでは、分家を考えるものはゼロ、大半が農外就職を考えている。そして「他職につかせるとした場合の教育程度については、新制中学という答は一戸もなく、すべて高校以上を考えている」として、「農外職業で自立するには高校以上の学歴が必要」ということは、当該調査地域の「全農家によって認識されているとみてよい」と判断している。綿谷「農家の社会的性格と階層分化」、『農業総合研究』第12巻3号、1958。
- 17) 並木正吉『農村は変わる』、岩波新書、1960。